

魚津市告示第175号

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての一部改正について

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月7日

魚津市長 村椿 晃

本則の表魚津市農村環境改善センターの部中生活改善室の項を削る。
同表魚津テクノスポーツドームの部の次に次のように加える。

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	会場	206	蛍光灯 80 ワット 63 灯・ボードライント 60 ワット 2 灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各 1 個	上敷 4 枚	会場出入口 便所各 1 枚
-----------------	------	----	-----	------------------------------------	---------------------	--------	---------------

同表魚津市片貝コミュニティセンターの項中「734」を「539」に改める。
同表東蔵農村集落センターの項中「126.3」を「126.30」に改める。
同表黒沢農村集落センターの項中「111.8」を「111.80」に改める。
同表北山農村集落センターの項中「123.5」を「123.50」に改める。
同表金山谷郷土文化保存伝習館の部を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

